平成２３年（フ）第２２５号
大阪府和泉市池田下町157番地の19、前住所静岡県富士市富士見台２丁目５番地
債務者　和田亜里沙
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第２２６号
大阪府泉南市樽井５丁目14番１―405号
債務者　竹内　美保
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２３年（フ）第９２号
香川県小豆郡小豆島町坂手甲435番地５
債務者　村口　　勇
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２８号
長崎県大村市東三城町７番地７　寿々木ビル202、前住所長崎県大村市古賀島町211番地28
債務者　久田　夏樹
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３０号
長崎県大村市杭出津３丁目353番地１　クリスタル寮203号室、前住所長崎県大村市諏訪３丁目212番地２
債務者　村邊　一貴
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３６号
長崎県大村市富の原１丁目1224番地16、前住所長崎県諫早市多良見町西川内1275番地３
債務者　入江　元子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３７号
長崎県大村市本町575番地１
債務者　山本　賢二
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第３８号
長崎県諫早市飯盛町開1165番地38、前住所福岡市城南区田島１丁目17番10号
債務者　山﨑　　緑
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４４号
長崎県諫早市飯盛町平古場1207番地３、前住所長崎県大村市武部町114番地５　武部シティハイツ201
債務者　志岐　菜見
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４５号
長崎県諫早市多良見町市布1129番地３　カームＡＰ103号
債務者　半田　愛理
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４６号
長崎県大村市植松３丁目848番地11
債務者　髙月　　聡
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
長崎県大村市協和町696番地１サンコーポたかいらＢ―５、前住所長崎県諫早市福田町2517番地６
債務者　松尾　　佳（旧姓野口）
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第４８号
長崎県大村市池田新町763番地180　池田アパートニ棟30号
債務者　浅田　寛義
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月25日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第２４号
山口県山陽小野田市大字津布田2633番地13エメラルドマンション303号、旧住所埼玉県川口市戸塚東３丁目24番５号
債務者　鈴木　友加
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２７号
山口県美祢市大嶺町東分31番７
債務者　末廣健一郎
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２３年（フ）第２３号
香川県丸亀市飯山町下法軍寺1380番地12
債務者　新井美子こと　朴　　美子
1　決定年月日時　平成23年３月30日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月26日まで
高松地方裁判所丸亀支部